

平成26年度小樽市予算書

目

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	5
青 果 物 卸 売 市 場 事 業	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	8
国 民 健 康 保 険 事 業	9
住 宅 事 業	11
簡 易 水 道 事 業	13
介 護 保 険 事 業	15
産 業 廃 棄 物 処 分 事 業	17
後 期 高 齡 者 医 療 事 業	18

次

企 業 会 計	
病 院 事 業	19
水 道 事 業	23
下 水 道 事 業	27
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	31

平成26年度 小樽市 一般会計 予算

平成26年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,188,466千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
	1 市 民 税	13,149,200
	2 市 民 税 附 加 税	5,638,000
	3 市 民 税 均 等 化 補 正 金	5,264,900
	4 たばこ 税	133,800
	5 入湯 税	1,085,400
6 都 市 計 画 税	22,000	
		1,005,100
2 地 方 譲 与 税	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	333,001
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	94,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	220,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	1
		19,000
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	31,000
		31,000
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	25,000
		25,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	6,000
		6,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,483,000
		1,483,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	41,000
		41,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	41,000
		41,000
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	400
		400
10 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	39,900
		39,900
11 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	16,118,000
		16,118,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	28,000
		28,000

款	項	金額
13 分 担 金 及 び 負 担 金		千円
	1 負 担 金	384,719
		384,719
14 使 用 料 及 び 手 数 料		960,480
	1 使 手 用 料	591,174
	2 手 数 料	369,306
15 国 庫 支 出 金		11,662,141
	1 国 庫 負 担 金	10,481,427
	2 国 庫 補 助 金	1,154,599
	3 国 庫 委 託 金	26,115
16 道 支 出 金		3,008,306
	1 道 負 担 金	2,332,520
	2 道 補 助 金	475,525
	3 道 委 託 金	200,261
17 財 産 収 入		70,499
	1 財 産 運 用 収 入	64,388
	2 財 産 売 払 収 入	6,111
18 寄 附 金	1 寄 附 金	670
		670
19 繰 入 金		1,019,313
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,534
	2 基 金 繰 入 金	1,017,779
20 繰 越 金	1 繰 越 金	1
		1
21 諸 収 入		2,650,336
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	10,000
	2 預 金 利 子 入 金	190
	3 貸 付 金 元 利 収 入	2,193,606
	4 雑 収 入	446,540
22 市 債		5,136,500
	1 市 債	5,136,500
		5,136,500
歳 入 合 計		56,188,466

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 292,202 292,202
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙費 5 統計調査費 6 監査委員費	1,355,974 1,165,559 67,654 67,859 35,674 15,490 3,738
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 国民生活年金費 4 国民生活施設費	24,707,517 11,182,757 4,495,249 8,895,391 6,425 127,695
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健所費 3 清掃費	4,056,201 1,586,419 449,420 2,020,362
5 労働費	1 労働諸費	42,305 42,305
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	116,280 94,473 21,807
7 商工費	1 商工費	2,370,761 2,370,761
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市画費 5 都住宅費 6 港灣費	4,638,048 2,724 1,944,314 109,191 1,670,965 299,319 611,535

款	項	金額
9 消防費	1 消防費	千円 541,197 541,197
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校校費 4 学給食費 5 社会会給体費 6 社食育費	2,929,987 198,236 1,525,790 354,190 369,003 353,837 128,931
11 公債費	1 公債費	6,174,384 6,174,384
12 諸支出金	1 特別会計償還金 2 財政調整基金 3 基調金償還金	437,282 249,480 2,420 185,382
13 職員給与費	1 職員給与費	8,496,328 8,496,328
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出	合計	56,188,466

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
情報化推進事業費	平成27年度から 平成31年度まで	千円 3,114
戸籍受付システム保守委託料	平成27年度から 平成31年度まで	3,235
保育所建設事業費 (銭函保育所・子育て支援センター)	平成27年度	33,200
消防救急無線デジタル化事業費	平成27年度	169,400
校務用パソコン整備事業費 (小学校費)	平成27年度から 平成31年度まで	10,920

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
	千円		%	
町内会館等建設助成事業費	9,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置 期間を含め、30年以 内に借入先が定める 償還年次表により償 還する。
社会福祉施設等施設整備事業費	11,100			
保育所建設事業費	393,900			2 事業又は財政その 他の都合により、起 債金額の全部又は一 部を翌年度に繰延借 入れをすることがで きる。
出 資 金 債	27,400			
保健所施設整備事業費	9,000			3 財政の都合等によ り繰上償還又は借換 えをすることができ る。
水産環境整備事業費	2,000			
漁港等施設整備事業費	5,600			4 利率見直し方式で 借り入れる資金につ いて、利率の見直し があった場合は、当 該見直し後の利率と する。
観光物産プラザ整備事業費	74,000			
道路新設改良事業費	528,800			
建設機械整備事業費	13,200			
河川整備事業費	73,000			
都市計画事業費	95,700			
港湾事業費	181,500			
消防施設整備事業費	269,900			
消防庁舎建設事業費	23,000			
消火栓整備事業費	1,900			
義務教育施設整備事業費	536,400			
社教育施設整備事業費	57,500			
臨時財政対策債	2,266,000			
退職手当債	557,600			

平成26年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成26年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ518,325千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 322,321 322,321
2 財産収入	1 財産運用収入	8,600 8,600
3 諸収入	1 雑収入	13,004 13,004
4 市債	1 市債	174,400 174,400
歳入合計		518,325

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	千円 168,744 168,744
2 公債費	1 公債費	347,947 347,947
3 諸支出金	1 繰出金	1,534 1,534
4 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		518,325

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上屋整備事業費	千円 10,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
資本費平準化債	164,400			2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。 3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。 4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

平成26年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成26年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,978千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 11,656 11,656
2 繰入金	1 一般会計繰入金	15,063 15,063
3 諸収入	1 雑収入	13,259 13,259
歳入合計		39,978

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 39,093 39,093
2 公債費	1 公債費	785 785
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		39,978

平成26年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成26年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,376千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 17,107 17,107
2 繰入金	1 一般会計繰入金	7,746 7,746
3 諸収入	1 雑収入	15,523 15,523
歳入合計		40,376

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 38,822 38,822
2 公債費	1 公債費	1,504 1,504
3 予備費	1 予備費	50 50
歳出合計		40,376

平成26年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,830,119千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円 2,732,700
	1 国民健康保険料	2,732,700
2 国庫支出金		4,056,230
	1 国庫負担金	2,660,391
	2 国庫補助金	1,395,839
3 療養給付費等交付金		846,453
	1 療養給付費等交付金	846,453
4 前期高齢者交付金		4,856,483
	1 前期高齢者交付金	4,856,483
5 道支出金		869,511
	1 道負担金	111,391
	2 道補助金	758,120
6 共同事業交付金		2,232,300
	1 共同事業交付金	2,232,300
7 財産収入		3
	1 財産運用収入	3
8 繰入金		1,231,029
	1 一般会計繰入金	1,231,029
9 諸収入		5,410
	1 延滞金、加算金及び過料	510
	2 雑収入	4,900
歳入合計		16,830,119

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 334,630
	1 総務管理費	334,630
2 保険給付費		11,958,374
	1 療養諸費	11,907,550
	2 出産育児等諸費	50,824
3 後期高齢者支援金等		1,730,448
	1 後期高齢者支援金等	1,730,448
4 前期高齢者納付金等		1,257
	1 前期高齢者納付金等	1,257
5 老人保健拠出金		150
	1 老人保健拠出金	150
6 介護納付金		710,484
	1 介護納付金	710,484
7 共同事業拠出金		2,086,273
	1 共同事業拠出金	2,086,273
8 基金積立金		3
	1 基金積立金	3
9 諸支出金		7,500
	1 償還金及び還付加算金	7,500
10 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		16,830,119

平成26年度 小樽市住宅事業特別会計予算

平成26年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ841,456千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	578,899 578,899
2 国庫支出金	1 国庫補助金	66,534 66,534
	3 財産収入	62 62
4 繰入金	1 基金繰入金	136,148 3,486
	2 一般会計繰入金	132,662
5 諸収入	1 住宅敷金収入	3,113 2,833
	2 雑収入	280
6 市債	1 市債	56,700 56,700
	歳入合計	841,456

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費		千円
	1 住宅管理費	432,956 381,515
	2 住宅建築費	51,441
2 公債費	1 公債費	408,400 408,400
	3 予備費	100 100
歳出合計		841,456

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 56,700	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成26年度 小樽市簡易水道事業特別会計予算

平成26年度小樽市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ217,801千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 53,380
	1 使用料 2 手数料	53,290 90
2 繰入金	1 一般会計繰入金	99,750 99,750
3 諸収入		58,071
	1 受託事業収入 2 雑収入	58,000 71
4 市債		6,600
	1 市債	6,600
歳入合計		217,801

歳出

款	項	金額
1 簡易水道事業費		千円 135,747
	1 水道事業費 2 水道建設費	71,147 64,600
2 公債費		81,954
	1 公債費	81,954
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		217,801

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道建設事業費	千円 6,600	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成26年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

平成26年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,267,877千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 保 険 料		千円 2,562,430
	1 介 護 保 険 料	2,562,430
2 国 庫 支 出 金		3,510,194
	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金	2,458,789 1,051,405
3 支 払 基 金 交 付 金		3,999,454
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,999,454
4 道 支 出 金		2,053,523
	1 道 負 担 金 2 道 補 助 金	2,014,362 39,161
5 財 産 収 入		240
	1 財 産 運 用 収 入	240
6 繰 入 金		2,141,836
	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 基 金 繰 入 金	2,053,653 88,183
7 諸 収 入		200
	1 延滞金、加算金及び過料 2 雑 入	100 100
歳 入 合 計		14,267,877

歳 出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 293,050
	1 総 務 管 理 費	150,556
	2 徴 収 費	12,696
	3 介 護 認 定 審 査 会 費 4 趣 旨 普 及 費	129,648 150
2 保 険 給 付 費		13,763,539
	1 介 護 サービス等諸費	12,658,528
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	707,627
	3 高 額 介 護 サービス等費 4 そ の 他 諸 費	382,384 15,000
3 地 域 支 援 事 業 費		208,448
	1 介 護 予 防 事 業 費 2 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	27,682 180,766
4 基 金 積 立 金		240
	1 基 金 積 立 金	240
5 諸 支 出 金		1,600
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,600
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		14,267,877

平成26年度 小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算

平成26年度小樽市の産業廃棄物処分事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140,104千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 手数料	千円 17,038 17,038
2 繰入金	1 一般会計繰入金	121,045 121,045
3 諸収入	1 雑収入	2,021 2,021
歳入合計		140,104

歳出

款	項	金額
1 産業廃棄物処分事業費	1 産業廃棄物処分事業費	千円 54,009 54,009
2 公債費	1 公債費	85,595 85,595
3 予備費	1 予備費	500 500
歳出合計		140,104

平成26年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成26年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,189,855千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1,585,239
2 繰入金	1 一般会計繰入金	584,967
3 諸収入	1 受託事業収入 2 償還金及び還付加算金 3 雑収入	19,649 15,837 2,000 1,812
歳入合計		2,189,855

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費	71,921 65,011 6,910
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,115,434
3 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2,000
4 予備費	1 予備費	500
歳出合計		2,189,855

平成26年度 小樽市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	445床 (新病院388床)
(2) 年間入院患者数	117,879人
(3) 年間外来患者数	173,309人
(4) 一日平均入院患者数	323人
(5) 一日平均外来患者数	710人
(6) 主な建設改良事業の概要	

イ 病院統合新築事業費 6,917,898千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	8,572,325千円
第1項 医 業 収 益	7,861,451千円
第2項 医 業 外 収 益	607,365千円

第3項 附 帯 事 業 収 益 102,020千円

第4項 特 別 利 益 1,489千円

支 出

第1款 病院事業費用 13,014,554千円

 第1項 医 業 費 用 8,470,657千円

 第2項 医 業 外 費 用 286,927千円

 第3項 附 帯 事 業 費 用 104,871千円

 第4項 特 別 損 失 4,152,099千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的

収入額が資本的支出額に対し不足する額170,403千円は、当年度分消費

税及び地方消費税資本的収支調整額9,356千円で補填し、一時借入金

161,047千円で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 6,976,144千円

 第1項 企 業 債 6,397,700千円

 第2項 他 会 計 出 資 金 166,845千円

 第3項 道 補 助 金 411,599千円

支 出

第1款 資本的支出	7,146,547 千円
第1項 建設改良費	6,917,898 千円
第2項 企業債償還金	209,929 千円
第3項 長期貸付金	18,720 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院統合 新築事業費	千円 7,849,200	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成27年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用(給与費)及び附帯事業費用(給与費)の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用(材料費及び経費)の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用(消費税及び地方消費税)の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 8,344,623 千円 |
| (2) 交際費 | 250 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、180,804千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,047,394千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	放射線治療装置	一式
	MRI装置	一式
	ハイブリッド血管撮影装置	一式
	PET-CT装置	一式
	DRシステム及び乳房撮影装置	一式
	画像管理システム	一式
	人工心肺装置	一式
	手術用顕微鏡	一式
	注射薬自動払出装置	一式
	手術用補助機器	一式
	検査部門システム	一式
	无影灯及びシーリングペンダント等	一式
備 品	医療情報システム(電子カルテシステム等)	一式

平成26年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 給水世帯数 | 65,300 世帯 |
| (2) 年間総給水量 | 16,700 千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 45,753 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 配水管整備事業

事業費 425,814 千円

事業概要 市内一円配水管整備

ロ 改良事業

事業費 504,352 千円

事業概要 豊倉浄水場受変電棟築造工事
中区配水池築造工事ほか

ハ 導・送水管整備事業

事業費 56,000 千円

事業概要 豊倉送水管等布設工事ほか

ニ 消火栓整備事業

事業費 1,950 千円

事業概要 消火栓新設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	水道事業収益	3,031,131 千円	
第1項	営業収益	2,764,631 千円	
第2項	営業外収益	266,500 千円	
		支 出	
第1款	水道事業費用	3,163,668 千円	
第1項	営業費用	2,157,148 千円	
第2項	営業外費用	471,889 千円	
第3項	特別損失	529,631 千円	
第4項	予備費	5,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,306,339千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,235千円、過年度分損益勘定留保資金589,382千円及び当年度分損益勘定留保資金650,722千円で補填す

るものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,054,325 千円
第1項 企 業 債	797,200 千円
第2項 国 庫 補 助 金	38,650 千円
第3項 他 会 計 出 資 金	113,833 千円
第4項 他 会 計 負 担 金	1,950 千円
第5項 他 会 計 補 助 金	1,092 千円
第6項 工 事 負 担 金	101,500 千円
第7項 固 定 資 産 売 却 代	100 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,360,664 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,039,718 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,320,946 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中区配水池築造事業費	平成27年度 ～平成29年度	千円 594,000
清風ヶ丘配水槽築造事業費	平成27年度	115,000
清風ヶ丘配水槽電気計装設備事業費	平成27年度	20,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業費	千円 797,200	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成27年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,030,547千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、53,417千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、39,886千円と定める。

平成26年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 排水戸数 | 62,700 戸 |
| (2) 年間総排水量 | 22,701 千m ³ |
| (3) 一日平均排水量 | 62,195 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 築造工事費

事業費 1,468,469 千円

- 事業概要
- 汚水管整備事業
長寿命化対策汚水管改築工事 ほか
 - 雨水管整備事業
熊碓第2排水区雨水渠実施設計委託 ほか
 - ポンプ場・マンホールポンプ場更新事業
高島汚水中継ポンプ場機械設備工事 ほか
 - 下水終末処理場更新事業
中央下水終末処理場
放流ポンプ棟機械設備工事 ほか
 - 汚水処理施設共同整備事業
機械設備工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債（特別措置分）39,000千円を借り入れる。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,117,552 千円
第1項 営業収益		2,192,448 千円
第2項 営業外収益		1,925,004 千円
第3項 特別利益		100 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,999,552 千円
第1項 営業費用		3,118,752 千円
第2項 営業外費用		511,133 千円
第3項 特別損失		364,667 千円
第4項 予備費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,677,890千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額103,749千円、過年度分損益勘定留保資金137,238千円及び当年度分損益勘定留保資金1,436,903千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,148,652 千円
第1項 企業債	993,000 千円
第2項 交付金	651,300 千円
第3項 他会計出資金	311,230 千円
第4項 他会計負担金	107 千円
第5項 他会計補助金	1,019 千円
第6項 受益者負担金	506 千円
第7項 貸付金償還金	191,390 千円
第8項 固定資産売却代	100 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,826,542 千円
第1項 建設改良費	1,468,977 千円
第2項 企業債償還金	2,351,965 千円
第3項 貸付金	5,600 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
下水道事業費	762,800	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 平成27年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
資本費平準化債	100,000			
下水道事業債 (特別措置分)	169,200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

485,955 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、936,696千円である。

平成26年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	230,200 t
イ がれき類等	11,000 t
ロ 廃プラスチック類等	7,700 t
ハ 土 砂	211,500 t
(2) 一日平均埋立処分量	896 t
イ がれき類等	43 t
ロ 廃プラスチック類等	30 t
ハ 土 砂	823 t

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 産業廃棄物等処分事業収益	314,518 千円
------------------	------------

第1項 営業収益	312,163 千円
第2項 営業外収益	2,355 千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分事業費用	179,750 千円
第1項 営業費用	161,445 千円
第2項 営業外費用	15,287 千円
第3項 特別損失	2,018 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	40,000 千円
第1項 貸付金償還金	40,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

28,295 千円